

## 総 社 市 教 育 委 員 会 会 議 録

1 開 会 令和7年12月19日 午後 4時00分

2 閉 会 令和7年12月19日 午後 5時30分

3 場 所 市役所6階 602会議室

4 出席又は欠席した委員

出席委員

|          |         |
|----------|---------|
| 教育長      | 久 山 延 司 |
| 教育長職務代理者 | 三 宅 眞砂子 |
| 委 員      | 児 島 塊太郎 |
| 委 員      | 三 上 啓 子 |
| 委 員      | 瀬 尾 英 子 |

5 会議に出席した者

|              |         |
|--------------|---------|
| 教育部長         | 江 口 真 弓 |
| 教育部参事兼教育総務課長 |         |
|              | 藤 原 直 樹 |
| 学校教育課長       | 村 山 俊   |
| こども夢づくり課長    | 大 西 隆 之 |
| 教育総務課長補佐     | 前 原 夕美子 |

6 会議録署名委員

|         |         |
|---------|---------|
| 久 山 延 司 | 児 島 塊太郎 |
|---------|---------|

7 付議事件

|        |                         |      |
|--------|-------------------------|------|
| 議案第30号 | 総社市教育委員会児童生徒表彰（総優賞）について | 原案可決 |
| 議案第31号 | 総社市学校教職員の表彰及び褒章について     | 原案可決 |
| 議案第32号 | 総社市教育委員会職員の措置等について      | 原案可決 |

8 議事の概要 別紙のとおり

【開会 午後４時００分】

◆**藤原教育総務課長** 失礼いたします。今、市議会の方が少し長引いておりまして、教育長が不在ということになります。それまでの間は、職務代理者であります、三宅委員の方に議事を進めていただきたいというふうに思います。それではよろしくお願いいたします。

◆**三宅委員** よろしく申し上げます。代理として、ただいまから教育委員会を開会します。この教育委員会には、議案３件が付議されております。なお、議案第３２号「総社市教育委員会職員の措置等について」は、人事に関する案件であり、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

◆**三宅委員** ご異議がないようなので、議案第３２号の審議については非公開とします。また、今回の教育委員会では、時間等の都合があり、教育長報告その他の報告事項につきましては、次回１月の教育委員会での報告とさせていただきますので、ご了承ください。

まず、議事録の署名委員についてであります。会議録署名委員は、会議規則第１６条の規定により、私のほか出席委員中、児島委員にお願いします。

では、議案第３０号「総社市教育委員会児童生徒表彰（総優賞）について」事務局から説明をお願いします。

◆**村山学校教育課長** 失礼いたします。それでは議案第３０号「総社市教育委員会児童生徒表彰（総優賞）について」よろしくお願いいたします。まず、表彰規程につきまして、お配りしております冊子の一番後ろ、最終ページを１枚おはぐりいただいたところに規程があります。そちらをご覧ください。この総社市教育委員会児童生徒表彰規程に基づいて、今回の表彰は、表彰されるものです。第１条にありますように、総社市立学校の児童生徒の中から、他の模範となる者及び特に善行のあった者に対して、この規程により表彰するものです。また、該当者がいない場合には、候補者を出さなくてもよいことにしておりますが、今年度も昨年度に引き続き、全校から推薦がありました。なお、義務教育学校からは、前期課程（１年生から６年生まで）と、後期課程（７年生から９年生まで）のそれぞれから推薦がありました。推薦された１８名の児童生徒につきまして、具体的な表彰事由を１ページからお示しをしております。承認していただきましたら、表彰式を２月１６日月曜日に行う予定としております。以上でございます。

◆**三宅委員** ありがとうございます。何か質問はございませんでしょうか。今、説明があった通り、前期は１年生から６年生まで、後期は７年生から９年生までということで、小学校、中学校ということでもあります。少し目を通していただいて、あとでお願いします。

目を通していただけましたでしょうか。何か感想なり、ご意見なりありましたら。

◆**児島委員** 感想ですが、総社市は、高木聖鶴先生の書道教室みたいな、ああいうことがあって、子どもたちがみなさん書道を学んでおられる中で、例えば出品した作品が賞に輝いたとか、例えば音楽もそうだけどコーラスで全国優勝とか、そういういろんな文化活動で活躍している子どもさんたちがいると思うのだけど、そういうことはこういうことには対象に

はならないの。スポーツや模範的な行動が読みとれるのですけど、そのあたりも含めて、評価の対象になる子どもたち、小中学生がいてもいいのかなと思うのですけどね。

◆**村山学校教育課長** ありがとうございます。見ていただいたら分かると思うのですけど、どちらかというと総優賞は、何かで顕著な成績を収めたとか、優れた能力や才能で賞をもらったというよりも、学校生活の中で地道に学校を支えたりとか、学校の中で貢献していたりというような、本来ですと何か表彰がないけど、学校で地道に頑張っているような子どもを表彰しようというところが大きいです。見ていただいたら分かるように、いろいろ学校のためになるようなことをしているお子さんが多いようになっております。以上です。

◆**三上委員** 私もそういう子を感じてずっと見てきていたのですけど、今年は、西中はスポーツで大変優秀な成績を収めたということを中心に出ているので、そういうことも表彰の一つとして、学校だけではなく、対象になるのですね。規程のところを見ると、模範となるというふうに書いてあるので。

◆**村山学校教育課長** もちろんスポーツだけではいけないというところで、上にスポーツのことが載っているのですけど、下に模範となる部分が示されているので、その辺かなと。

◆**三上委員** そういうことも含めて書かれたのかなと思って読んだのですけど。

◆**三宅委員** ありがとうございます。ほかに何かありますか。

◆**瀬尾委員** 全国大会というのは、先生も書きたかったのでしょうけど。私は神在の浅沼君、日本語が分からない友達に話しかける。大人でもなかなか話しかけにくいことだと思うのです。私も接客業をしているので、言葉がなかなか通じない方も多いのですけど、なかなか難しく、最近いいアプリとかもあるのですけど、そんなのではなく接しているのかなと思うので、すごいと思います。

◆**三宅委員** ありがとうございます。なかなか選考するのも大変だろうと思いながら文章を読みました。ほかに何かありますか。よろしいですか。お諮りします。議案第30号については、可決してよろしいですか。

(異議なし)

◆**三宅委員** それでは、議案第30号については可決しました。そうすると、2月の16日に表彰式があります。ありがとうございます。

では、議案第31号「総社市立学校教職員の表彰及び褒賞について」事務局からご説明をお願いします。

◆**藤原教育総務課長** それでは議案第31号「総社市立学校教職員の表彰及び褒賞について」ご説明いたします。この表彰及び褒賞につきましては、総社市立学校教職員表彰規程、総社市立学校教職員褒賞実施要領の規定に基づきまして、良好に勤務された教職員の方を表彰及び褒賞しようとするものでございます。勤続年数は、それぞれの年数に達した最初の12月31日を基準日とし、各所属長から内申されたものでございます。それでは議案の方をご覧ください。まず、総社市立学校教職員表彰規程第1条第1号、30年以上職員として在籍し、功労があった時に該当する者につきましては、今年度該当者がございませんので、

記載の方を省略しております。続きまして、総社市立学校教職員褒賞実施要領第1条第2号、20年以上職員として良好に勤務したときに該当する者につきましては、そちらに記載の2名が該当となっております。続きまして、総社市立学校教職員褒賞実施要領第1条第1号、10年以上職員として良好に勤務したときに該当する者につきましては、そちらに記載の3名が該当となっております。以上、褒賞対象者計5名を議案として出させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いします。参考として記載しておりますのは、学校教職員以外の者で、教育委員会に所属している職員のうち、総社市職員褒賞実施要領に基づき褒賞される者でございまして、今年度はそちらに記載の2名が該当しておりますので、申し添えます。以上でございます。

◆三宅委員 ただいま事務局から説明がありましたが、第31号についてご質問等はありませんか。感想なり、よろしくお願いします。

◆児島委員 お疲れさま。

◆三宅委員 30年という方はいらっしゃるんですね。

◆藤原教育総務課長 学校教職員でなくて、総社市勤務している職員の中には30年はありますけれども、たまたま今年、幼稚園教諭等に該当者がいなかったということでございます。

◆三宅委員 中堅どころですよ、20年。

◆藤原教育総務課長 そうですね。20年はもう中堅からベテランに差し掛かる。30年が逆にちょっと隙間がある時代なのかもしれないです。

◆三宅委員 採用が少なかった時代が。ほかにありませんか。お諮りします。議案第31号について、可決してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◆三宅委員 ご異議がないようなので、議案第31号については可決いたしました。ありがとうございます。

◆藤原教育総務課長 しばらく休憩を。この時間をお借りして、山本あすなろ基金、奨学金なのでありますけれども、今年募集を行いまして、3名募集をかけていたのですけれども、実際に要件にあって応募されてきた方が1名だったのです。来週申請書類などを審査して、奨学生として決定するという委員会を開くのですけれども、教育委員さんの中からお一人ということで、今回瀬尾委員の方をお願いをしております。保護者代表という面がありますので、ご了承いただければと思います。

◆三宅委員 よろしく申し上げます。

◆藤原教育総務課長 なかなか要件が厳しかったのか、山本さんの方から何人応募があったか聞かれたのですが、1人です、とお答えすると、ちょっと寂しそうな感じでした。

◆三宅委員 そうですよ。

◆藤原教育総務課長 要件を緩めようかなというものもあるのですが、何年かは様子を見させていただいた後がいいかなと。かなりの金額をいただいておりますので、3人ずつでも

12年は募集できるなど言っていたのですが、その3倍となるとちょっと時代が変わるかもしれない。今でも結構な金額なので、年間90万円なのですが、30年後にどういう価値になっているか分からないですけど。

◆三宅委員 今までの30年はあまり変わらないけど、これからの30年は。子どもの数がどんどん減って行って、どこも大変なのですが。総社市ももう4～5年は大丈夫な感じなのですかね。

◆村山学校教育課長 急激にという感じではないですね。

◆三宅委員 他所から吸い込んでいますので。

◆藤原教育総務課長 学校ごとの差はあるかもしれませんが。

◆三上委員 そうですね。イメージ的にね。西の方が減っていているので、減っているのかなと思いきや、中心の方は。

◆村山学校教育課長 中心部の来年小学校1年生は、今ざっと計算して、今年よりも100人くらい、中心部は多そうです。同じ数だということは、周辺が100人くらい減っているということです。

◆三宅委員 中学も増えますよね。

◆村山学校教育課長 中学も、はい。

◆児島委員 周りというのはおかしいが、美星町や、吉備高原、新見は、存続が難しくなる。総社市は、そこから移って来る人が結構いらっしゃるでしょ。

◆三上委員 中心部が増えると、今度、教室の問題とか、放課後児童クラブとか、そのあたりが心配になってきますよね。

◆三宅委員 保育園なんかの待機児童は、保育園を増やすということで、ある程度対応ができてそうですか。

◆大西こども夢づくり課長 そうですね。待機児童は、200人くらいは今の時点ではおられますので、来年度小規模保育事業所が2か所設置しますから、38人の定員ですね、19人+19人なので、いくらかは解消できますけど、まだまだ。今日報告させていただく予定だったのですけれども、来年度の幼稚園の申し込みですけれども、100人くらい減っているのです。今年は750人くらいいたのですが、それが650人ほど、100人くらい減っている。保育所の方は例年通り増えているのかなと思ったのですが、保育園の方も若干減っている。全体で子どもの数自体が少なくなっているような。

◆児島委員 お店は増えているような。市役所通りというか、きれいになっているよね。お店がリニューアルしたり、新しくできたりして。今日も倉敷から来て、道をずっと走って来たのですが、変わったなと思って。誰の発案か分からないけど、道にある木を切ったでしょ。こちらは切っていないけどね。確かにあったら、お年寄りには危ないよね。段差もあるし、でこぼこしているし。あれはよかったのではないかなと思いますね。見通しもよくて。いずれは我々も、電動のシニアカーで買い物に来なくちゃいけない。

◆久山教育長 議会が、想定外に大変長引きまして、大変ご迷惑をおかけしました。議案の

30号、31号については、ご議決をいただいたということを聞いております。では早速ですが、議案第32号「総社市教育委員会職員の措置等について」の審議に入ります。本件の審議につきましては、会の冒頭であったと思いますが、非公開とさせていただきます。関係者以外はご退席願います。では、議案第32号「総社市教育委員会職員の措置等について」議案をお配りする前に、まず事件概要について説明をしますので、しばらくお聞きいただいで、その後検討していただくと、そういうことになります。それではお願いします。

◆藤原教育総務課長 それでは、先ほどお配りいたしました資料のうち、一番上に付けているものでございます。事件概要等につきまして、この資料に沿って概要等を述べさせていただきます。まず1番の概要でございます。総社市及び早島町の小中学校の児童・生徒の結核感染防止対策等を目的に「備中保健所管内総社早島結核対策委員会設置要綱」に基づき設置されております、備中保健所管内総社早島結核対策委員会は、各市町の教育委員会から提出された各学校の児童生徒のうち、結核の精密検査の検討者のリストを基に検討し、その結果、精密検査の可否を各教育委員会へ答申するなどの所掌事業を担っており、各教育委員会はその答申を基に、各学校へ結核の精密検査の必要性の有無について通知を交付するものでございます。令和7年度、今年度でございますが、新たに結核対策委員会の担当となった職員が、令和7年6月に結核対策委員会の開催に向けた準備を行う際に、前任者である当該職員に令和6年度の実施状況等について確認したところ、明確な回答がなかったため、令和7年7月に教育長が当該職員に確認したところ、令和4年度から令和6年度までの3年間について、結核対策委員会を開催しておらず、さらに令和5年度・令和6年度には、決裁を経ずに自己の判断による精密検査の必要性の有無を記載した判定通知を作成し、発出していたことが判明したものでございます。2の経過等でございます。令和7年7月11日に教育長による本人への聞き取り、令和7年7月18日に教育長・教育部長・学校教育課長による本人への聞き取りを行った上、教育長から本人へ顛末書を作成するよう指示し、令和7年8月9日付けて本人から顛末書が提出されております。また、令和7年10月8日に職員課長・職員課主査が本人と面談を行っております。これらの、本人からの聞き取りや、顛末書等による経過は次の通りでございます。まず、令和4年度でございます。6月頃に市内各小中学校で、結核の精密検査が必要と思われる児童・生徒の調査を依頼しております。こちらについては、依頼の起案がございます。7月から8月頃、各小中学校から文書、電話、メールにより回答がありましたが、それらについては課内での供覧は行っておりませんでした。令和4年度は、総社小学校区の放課後児童クラブの建設などの業務が多忙であり、結核対策委員会の開催について失念をしていたということで、令和4年10月頃、就学時健診の準備で、学校医との日程調整をする中で、医療関係業務をきっかけに結核対策委員会の開催を思い出した。結核対策委員会を開催することについて、他の職員に相談したかどうかは定かではない、ということでございます。11月頃の就学時健診の際に、当時結核対策委員会の委員長であった平川先生に、結核対策委員会の開催について相談をしたが、明確な回答がなかったように思うが、こちらについても記憶は定かでない、ということでもございました。その

後は、他の業務が多忙であったため、再び結核対策委員会の開催を失念しており、令和4年度は開催できないままとなっております。各小中学校から提出された精密検査の検討者リストは、キャビネットの上に保管しておりました。学校からは、結核対策委員会の検討結果を基に、教育委員会が発出する精密検査の必要性の有無を通知する精密検査検討者名簿についての問い合わせはなかったと記憶している、ということでした。続きまして、令和5年度でございます。令和4年度と同様に、6月頃に各小中学校への調査依頼を行っております。精密検査の検討者リストの提出は令和4年度と同様に、7月から8月頃に各小中学校からありました。しかし、結核対策委員会委員の任期満了により、令和5年度から2年間の新たな委員を委嘱することとなっておりますが、新たな委員を決めることをしていなかったため、結核対策委員会を開催することはできなかった。新たな委員の委嘱や結核対策委員会の開催については、他の職員に相談することはしなかった、とのこと。令和6年1月から2月頃に総社小学校と常盤小学校の養護教諭から、精密検査検討者名簿の発出について、催促が何度かあり、「これから取りに行く」という連絡があった後にすぐに来られたため、他の職員に相談することができないまま、また決裁を経ずに、考える間もなく自己の判断による精密検査検討者名簿を作成して発出した、ということでございます。そちらに発出した文書ということで記載をしておりますが、1つは総社小学校長あての令和6年1月25日付けのものでございます。こちらで「不要」と判断した児童数が2名。もう1つが常盤小学校長あて、令和6年2月19日付けのもので、「不要」と判断した児童数が5名となっております。それから、令和6年度でございます。令和5年度と同様に、6月頃に各小中学校へ調査依頼を行った。精密検査の検討者リストの提出はこれまでと同様に、7月から8月頃に各小中学校からあった。令和6年度についても、令和4年度・令和5年度と結核対策委員会を開催していないことや、委員を委嘱していないことから、開催することはできなかった。令和7年1月から2月頃には、学校から精密検査検討者名簿の発出について催促があったため、令和5年度と同様に他の職員に相談することができないまま、また決裁を経ずに、考える間もなく自己の判断による精密検査検討者名簿を作成して発出した。ということで、発出した文書は、常盤小学校長あて、令和7年2月28日付けのものでございまして、その中で「不要」と判断した児童数は5名でございました。3番として事後対応を記載しております。令和4年度から令和6年度までに、精密検査検討者として学校から報告があった児童生徒について、10月22日、24日、27日、11月5日に持ち回り開催した令和7年度の結核対策委員会におきまして、精密検査の要否を審議した結果、5名の児童が精密検査の対象となっております。この5名については、在籍校へ通知をするとともに、令和7年11月11日、12日、21日に各保護者へ実施年度が遅れたことの謝罪と、精密検査の受診の説明を行い、受診について承諾をいただいたところでございます。その後、受診する医療機関等を調整し、令和7年12月2日に1名、12月4日に2名、12月9日に2名が医療機関で精密検査を受診し、検査結果の通知は後日となっております。令和7年12月11日に3名分、12月12日に2名分の検査結果が受診医療機関から教育委員会に届き、全員

が陰性であることを確認するとともに、在籍校へ報告をしております。また保護者へは、在籍校の校長から連絡するとともに、受診医療機関から通知をすることとなっております。事件の概要等については以上でございます。

◆久山教育長 補足ですが、お配りしていた今の概要の次のところに、本人の顛末書を添付しております。それで、一部整合性が取れないように思われるところがありますので、そこを補足しておきます。先ほどの概要のところで、「令和５年度の令和６年１月・２月頃、総社小学校と常盤小学校の養護教諭から、精密検査検討者名簿の発出について催促が何度かあり、「これから取りに行く」という連絡があった後にすぐに来られたため、他の職員に相談することができないまま、また決裁を経ずに考える間もなく、自己の判断による精密検査検討者名簿を作成して発出した」というところですが、８月に書いてもらった顛末書の１枚目の裏側です。令和６年１月から２月というところですが、「養護教諭から強く連絡があった学校に対し、インターネットで結核に関するマニュアルを調べ、過去にも報告があったが検査不要と判断された児童生徒であったことや、それ以外の児童生徒については該当の国での蔓延状況や滞在歴、家族の既往歴等により、過去の結核対策委員会でどのような判断をしていたのかを確認し、文書を送付した。」と書いております。すぐに来たから考える間もなく、すぐ文書を作って出した、というふうに概要ではなっていますが、ここでは相当いろいろ調べているというふうになります。これはどちらも本人が言ったことを基に記述しているのですが、本人にそのところを確認しましたところ、すぐにとってもその間にいくらか時間はあったと、その間にできる限りのことを、ここに書いているようなことを、十分ではなかったけどできる範囲のことをしたということでありました。それを付け加えておきます。それから、この顛末書の最後のところに、反省ということを書かせておりますが、これは本人が書いたものです。全部分かった時点で、どういうふうに思ったかということを書いております。「令和４年度に人事異動で初めて学校教育課での勤務となり、放課後児童クラブの施設建設及びそれに関する国や県との申請、クラブとの調整により、当初は結核対策委員会の開催を失念しており、令和４年度の秋ごろに委員会の開催について思い出したと思われる。その際、本来であれば、気づいた時点で上司や前任者に報告・相談をするべきところであったにもかかわらず、言い出すことができず、自分だけでなんとかしようとしてしまったことが原因であると考え。またその後も、内科医等への連絡を怠り、委員会の開催を行っておらず、翌年度以降も初年度のミスの発覚を恐れ、業務を放棄していた点も、複数年にわたり怠慢を続けていた原因であると考え。とりわけ当時は、精神的に余裕がなく、自分が追い詰められているように感じており、善悪の判断が不十分なまま、一部の学校に対して文書を勝手に作成し、決裁を取らずして送付してしまっていたことが今回の一番の問題であると考え。上記の行為は、偽った公文書を学校へ送付することにより、行政の信頼を失墜する行為であり、到底許される行為ではなかった。また、保護者や児童生徒、教職員等、学校に関わる方々の安全を脅かしていたということを、今になって認識しているところである。結核事業に関する上記の業務の怠慢についてはいかなる処分についても受け

る所存である。」こういう反省文を書いております。決定する前に本人に、言いたいことがあったら聞いておくよ、ということで、話をしました。そこで言ったことをご報告します。先ほどの反省のところにもあったのですが、多忙であったため、子どもの健康に関わる重大なことという認識がその時はなかった。公文書偽造についても、重大なことという認識がなかった。自分は業務的に順序を立てて手際よくするということが苦手だ。他の職員にも聞くことができなかった。放課後児童クラブの業務でアップアップの状態は確かにあった。ということを言っています。放置するつもりはなかったけど、うまく手をまわしてするということができなかった。今から思うと、皆さんに大変ご迷惑をおかけしたと思う。ということをお言っております。これは昨日、本人を呼んで、言っておきたいことがあったら聞きます、ということで話をした内容でございます。藤原課長から説明があった内容、それから私の補足でございます。この時点で質問があれば、お願いします。

◆**児島委員** 令和5年度から2年間、新たな委員を委嘱することになっていたが、新たな委員を決めることをしていなかった。これは大きな問題よね。

◆**久山教育長** 委員の任期が2年なのです。この職員が最初に担当した令和4年というのが、3年・4年の2年。だからその4年度は、3年度の継続ですから、委嘱する必要がなかった。ところが5年度は、新たな委員さんを委嘱しないといけない。5年度の最初というか、4年度の時点で、そういう業務ができていなかったということで、それがそもそもののです。そこがまずスタート時点と言いますかね。委員さんを委嘱しないと委員会が開けませんから。

◆**児島委員** ですよ。ここが大きいよね。これを決めておきさえすれば、誰からかどうしたのだろうということが出てくるよね。開催について、質問があるときに。いろいろ書いておられるけど、そもそもここが。

◆**久山教育長** 2年・3年と、コロナ禍で、委員会そのものが実施できていません。持ち回りで委員のお医者さんに、リストを見ていただいて、説明を入れて、それで判定をいただいていた。4年度もコロナ禍でしたから、するとしたら持ち回りだったと思いますが、それをしていない。

◆**児島委員** 持ち回りできないよね。決めていないのだから。

◆**三上委員** 同じところで、4年までは引っかからないとして、なぜ5年度に委員の委嘱をしなかったのかなと思いながら読んでいたのですが、先ほどの反省のところに、「初年度のミスの発覚を恐れ」というのがあったので、失念していたのではなくて、ミスの発覚が怖くて委嘱をしなかったのかなという。

◆**久山教育長** 本人はそういうふうに書いているから、この通りなのだと思います。

◆**児島委員** それが大きな問題よね。

◆**三上委員** 5年度に調査の依頼はしているのですね。4年度は行わなかった。

◆**久山教育長** 調査の依頼は4年もしているのです。

◆**三上委員** 結核対策委員会を4年度に行わなかったのに、5年度も学校への調査はして

いるのですよね。

◆久山教育長 調査の依頼は、5年も6年もしています。

◆三上委員 そこがちょっとよく分からない。

◆久山教育長 本人が依頼していたと言うので、依頼していたと思うのですが、依頼していなくても、養護教諭はたくさんいますから、それは今年はどうなのだろうかと言うことはできる。

◆児島委員 名簿を自分で作成したというのも大きな。

◆久山教育長 結局、5年度に2校、6年度に2校ですね。これは、学校から名簿が送られてきます。その名簿をそのまま写して、そこへ結果を、精密検査が必要とか不要とか経過観察とか、そういうことを入れて送る。作ること自体はそんなに大変ではない。ここが一番大きな問題です。先ほど概要を説明させていただいた時と、顛末書とのずれがあると言ったのは、顛末書は8月に、私が指示をして本人が書いたわけですけど、概要となっているものは、その時の聞き取りも基になっておりますが、総務部の職員課が事情聴取、本人から話を聞いてくれています。そのことも入れています。そういうことで、職員課の時にはこういう話をした、すぐに来て相談する時間がなかったと。よろしいでしょうか。それでは、今の事件の概要・補足を基に、議案の審議に移ります。措置等の対象になり得る職員の方は、ここでご退席願います。

それでは、議案の内容について、事務局から説明願います。

◆藤原教育総務課長 それでは、議案第32号についてご説明いたします。今お配りした議案の方をご覧ください。今回処分・措置を行うにあたりまして、懲戒処分等の公正を期するため設置されております、総社市職員分限懲戒審査会の開催を教育委員会から市長の方へ依頼したところでございますけれども、本議案の処分・措置の内容は、審査会からの答申内容を記載しているものでございます。まず上段に、今回の事案を直接引き起こした本人について記載をしておりますけれども、処分の事由といたしましては、「職務怠慢による公文書偽造」に対する処分で、停職2か月という処分内容となっております。続きまして、下の段につきましては、管理監督責任がある者4名についてでございます。措置の重いものから記載をしておりますけれども、まず、学校教育課長が管理監督責任での文書訓告、学校教育課主幹2名おりますけれども、令和4年度・5年度に在籍していた者も含めて2名、こちらは管理監督責任で口頭訓告、教育部長が管理監督責任で口頭での嚴重注意というふうに措置の内容が出されております。なお先ほど申し上げました通り、これは総社市職員分限懲戒審査会の答申の通りとしているものでございます。国家公務員に係る懲戒処分、こちらを参考に判断されておりますけれども、こちらによりますと、公文書偽造の場合、処分は免職または停職となっております。審査会が判断するにあたって、この指針を基に総合的に判断をされているものでございますが、処分・措置の最終決定は、あくまでこの教育委員会で行うこととなりますので、皆様方には慎重なご審議をお願いしたいと思います。説明については以上でございます。

◆久山教育長 これは、分限懲戒委員会の結果ということで、ここで決定する参考にということなのです。県の教育委員会などでしたら、教育委員会の中に分限懲戒委員会というのがあるのです。教育委員会の中で案を出して、教育委員会議で最終決定というふうになるのですが、総社市は規模の関係もあって、教育委員会事務局の中にそういう委員会は設けておりません。従って市長部局のその会議に対して、私が市長に対して諮問をしたのです。その会議をして市長に報告して、市長が決定する。ということで、市長から私に対して答申があった。それがこの内容ということです。それでは、今の説明について、ご質問がございましたらお願いします。ここが審議するという時間になるのですが、まず先ほどの後から配った資料の表がありますね。これは分限懲戒委員会でも参考にしていますが、これを見ると、(13)が公文書の不適正な取り扱い。これは国の人事院が参考として示したものです。公文書の不適正な取り扱いの中のアにあたりますね。偽造・変造、虚偽公文書作成、毀棄。これについてはかなり重たいということです。一番最初にお話した時に三宅委員さんがおっしゃられていたように、相当重たいということで、免職か停職かしかこの中に例としてない。次のもう1枚の、他の自治体の公文書偽造であったり、それに類似した例を載せております。公文書偽造というのは契約だとか、お金に係わるものが相当多いので、かなり重たいものが多いです。これは最近あったものです。停職3か月だとか1か月、6年度は免職がある。管理監督責任は後にして、本人だけまず審査しましょう。

◆児島委員 命に係わる場所まではいかないでしょうけど、やはり、重いよね。実際ね。

◆三宅委員 そうですね。現実はどうでもないかもしれないけど、実際あれだったら重いですよ。停職ということも、これに関すること、健康に関することね。

◆児島委員 そういうのはあまりないね、これ。

◆久山教育長 先ほどの表の、おもてを見ていただきますと、これは人事院が指針として示したのですが、具体的な処分量定の決定に当たっては、非違行為の動機、態様及び結果がどうであったかということ、故意なのか過失なのかという程度がどうか、その職員の職責がどういうものであったかということです。同じことをしても、若い人がしたのと、ベテランがしたのとでは、職責によって違います。他の職員及び社会に与える影響はどうか。過去に非違行為を行っているか。先ほどの他県の例を見ても、何回も懲戒処分を受けているような人もいます。最終的には免職になっています。そういうことを考えて量定を決めるということを書いています。標準的な先ほどの表よりも重たいものにするときには、2つ目の四角の中に書いていますが、非違行為の動機もしくは態様が極めて悪質である。結果が極めて重大であるという場合。職員が管理または監督の地位にある、そういう職責が重たいと書いてありますね。公務内外に及ぼす影響が特に大きい、過去に類似した非違行為があった、処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行った、そういう場合は、量定はこの標準よりも重たくなる。標準より軽くするものとしては、職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出た、非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められる。情状酌量の対象になるかどうか、ご判断ですが、先ほどの反省文とか、昨日聞

いた本人の弁明が情状酌量になるかどうかということでもあります。自由討議で。

◆**児島委員** こんなことを言ったらあれだけど、たまたまではないけれど、ほかにうつらなかったから、そういうことがなかったからこれで。

◆**久山教育長** もちろんそうです。もし陽性が出たら大変なことです。今回行った血液検査は、保健所長さんと話をして決めたのですが、レントゲンは発症した上で分かる。感染しているだけではわからない、今の状況だけ。それではいけないということで、まずは血液検査で、感染しているかどうかから分かるということで、もし陽性が出たらレントゲンというふうに考えていたのです。血液検査の段階で、陰性という結果が出て、本当に良かったです。

◆**三宅委員** ご家族も納得してくださっているのですか。

◆**久山教育長** お一人お一人、私が直接お会いして謝罪をして、本来なら去年受けておかないといけないとか、遅くなって、教育委員会の不手際でということで謝罪をして、説明をして、ご納得いただいております。

◆**三宅委員** 結果がこうだったから良かったが、どう考えたらいいのか。この方自体も仕事はやっていたのかなという気はするけど、ちゃんとどこかに相談するような、これはどうなのかというのが分かるような仕組みを、今後は作っていただいて、このような方が出ないようにしていただけたらなと。委員の委嘱とかは長の名前で出るわけよね。そのあたりもしっかりしていただきたいなとちょっと思いました。

◆**児島委員** その場合は、委嘱状のようなものが出るのですか。

◆**久山教育長** 委嘱状は出ます。

◆**児島委員** 委嘱状も出せなかったのですね。

◆**三上委員** 委嘱状の作成も、この職員がされていた。

◆**久山教育長** そうですね。もとはあると思うので。

◆**三上委員** 自分の中ですべて判断していた、ということですよ。

◆**久山教育長** この職員は、本人も話をしていましたが、いろいろな仕事を手際よくやっていく、行政は我々もみんなそうなのですが、1つの仕事を根詰めてするというよりも、3つも4つも課題をもっていて、それを時間を自分で配分しながら、優先順位をつけながら、優先順位が後位のものであっても期限はきちんと守って、バランスをとってやるということが必要なのです。本人も言っていましたけど、そういうことが苦手なのだと、複数のことをうまく調整しながらやっていく。1つのことを根気強くしたり、正確にしたりというのは、本当によくやっています。本人がやっていることを見ても、そういう傾向はありません。

◆**三上委員** 相談が苦手だということですね。だれかに相談するということも、どちらかと言えば。

◆**久山教育長** そうですね。コミュニケーション力がないことはないのですよ。仲良く話をしたりするのも見ますけど。この案では停職2か月ということで、2か月がいいのか1か月がいいのか、3か月がいいのか、このあたりかなとは思いますが。

◆**児島委員** 大きいよね。

◆**三上委員** 懲戒処分の指針を見て、この出てきているものより重くという感じではないなと思うのです。重くする場合のこの1から5までには当てはまらない。軽くする場合になったら、自主的に申し出たのではない、これで見ると。もしこれより軽くするのであれば、情状酌量のあたりですけど、そこがどうかという。

◆**三宅委員** なかなか難しいですね。結果はそうたいしたことなかったけど、実際に何かあった場合には重大なこと。

◆**三上委員** 健康不安の可能性があったものであったと。

◆**久山教育長** 健康を脅かす可能性はあったわけだね、総社市内の子どもの中に蔓延するということがね。

◆**三上委員** 公文書の偽造は2回行ったということですね。

◆**久山教育長** そうということですね。2回と捉えるか、3回と捉えるか、2件目は2校ありますからね。6年生は2校。

◆**児島委員** それもすごく罪なことだけれど、委員会の委員の委嘱をしなかったということは、ものすごく大きいよね。

◆**久山教育長** すべてのもとになっていることですね。

◆**児島委員** 委員を決めておけば、もっと早く発覚していた。なぜ開催しないのだという意識はお医者さんにあるのでしょうか。

◆**三宅委員** なかなか忙しいから、忘れているかも。通常は、意識しますね。

◆**児島委員** あるよね。

◆**久山教育長** 法律上で言うと、今現在は、その委員会は法定設置ではないのです。平成19年に法が変わって、結核予防法が廃止になって、感染症予防法の中に入って、そのタイミングで法定設置案、各市町村が必ず設置しなさいという法ではない。文科省のマニュアルによると、問診で確実に把握して、健康診断で学校医の先生が診察したりして、それで判断する。心配な場合、判断がつきにくいような場合には、専門医に相談する。そういうふうには、法律上というか、今は文科省がガイドラインでそのように示している。ただ多くの市町村は、心配というのもあるから、ダブルチェックということで委員会を設置している。公文書偽造は法令違反なんですけど、委員会を設置しなかったというのは法令違反ではなくて、総社市・早島町の設置要綱の違反。設置要綱で、総社市・早島町は合同で委員会を設置するというふうにしていて、それをしなかった。設置に関しては、そういうことです。

◆**三宅委員** やはり公文書偽造というのは、重いですね。

◆**久山教育長** 職務怠慢と、公文書偽造と、ものすごく重い。決を取ってよろしいでしょうか。議案第32号の本人の部分について、お諮りいたします。可決ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

◆**久山教育長** 皆さん、2か月ということではよろしいですね。それでは、管理監督責任の方

に移ります。課長が文書訓告。文書訓告だとか口頭訓告だとかというのは、行政措置と言います。懲戒処分ではない。懲戒処分というのは主に、免職、停職、減給、戒告なのです。それは、制裁という意図があります。行政措置は、矯正、指導的要素ですね。文書訓告の場合は、給与や勤勉手当にも反映される。序列というか重さは、文書訓告が行政措置の中では一番重たい。それから口頭訓告、それから口頭による嚴重注意、この順番です。本市では、文書訓告だけ給与や勤勉手当に影響が及びます。課長が文書訓告、次の主幹 2 人、これは上の者が 6 年度の担当です。下の者が 4 年度・5 年度の担当。一番下の部長は、口頭による嚴重注意ということで、一番軽いです。なぜこうなっているのかと言いますと、結核の業務は、すべて課長決裁なのです。学校教育課ですべて完結するのですね。この業務に関係したものは、すべて学校教育課で完結するというので、課長決裁ということで、課長が一番重くなっています。通常、位が高い部長の方が重たくするようなのですが、部長は基本的にはこれは知り得ない。全体の長ということで、業務の内容よりも、させるという責任があるということで、こういう形に。上の 3 人は、その業務に直接かかわる。部長は直接かかわらないけど、管理監督者としての責任、そういう意味です。

◆**児島委員** この措置に対して連動してこれくらいのことですよ、ということですよ。

◆**久山教育長** この前の、和気町での公文書偽造が新聞に出ていましたが、それはかなり重大だったと思うのですが、件数も 40 何件放置していた。内容がかなり重たかったのですが、本人は停職 6 か月ということで、上司の一人は減給だったと思います。もう一人は、文書懷疑か何かで、ここにはない例ですけど、減給、上司も懲戒処分になるということで、管理監督者が必ずしも行政措置で済むとは限らない。例えば教員の中で、重大な特に校内での重大なあれで懲戒免職になったら、校長は戒告以上ですね、懲戒処分に入ります。管理監督者が必ずしも行政措置ということではない。

◆**児島委員** 例えば公になった場合には、この処分で適切なのかと。

◆**久山教育長** そういうことですね。適切ということでこれなのですが、意見としてはもうちょっと責任は重いのではないかという意見があるかもしれない。主幹を含めて。特に、公文書偽造は、この人たちは見つけられなかったのではないかと思います。自分のパソコンの中で自分でやったので、全部済ましているのでしょう。渡したのも、校長先生が課長に連絡があって、課長から渡しておくように指示をして偽造したのではなくて、養護教諭と直接やり取りをしていますから、そういうことは知り得ないですね。管理監督の問題は、委員会設置ということで、これは上司も認識していて、分かるはず。委員の委嘱をしますから、委嘱をしたら報酬がある。その予算が執行されていないというところで、見つけられないといけないのではないかと。そこが見つけられなかった。委員会設置を本人任せにするのではなくて、複数で対応するとか、そういうことでのつながり。今回の公文書偽造は見つけられない。そういう意味での懲戒処分ではなくて、行政措置。ずっと歴代、課長決裁にしてきたのですが、今回教育長名で出すのですが、教育長が何も知らない。回っても来ないし、今後は教育長決裁にしないといけないというふうになると思います。多くの人の目に触れることで、ミスも

分かるし、不正も分かるし。それでは、管理監督責任について、4人のうち1人でも意義があったら可決にしないでください。

◆三上委員 課長さんが、なかなか見つけるのは難しい立場だからどうかなと思ったのですが、今教育長がおっしゃったように、予算にかかわってくる部分が出てくるのであれば、やはりこのくらいの重さになるのかなと思いました。

◆久山教育長 職責も課長ということで重い。

◆三宅委員 今後は教育長決裁になるのですか。

◆久山教育長 教育長決裁になったら、部長の目も通るので。子どもの安全にかかわることですので、そのようなものに関しては。何もかもということになると多すぎるので。

◆三上委員 大変な文書が回ってきたらそれこそ、教育長としても大変だとは思いますが、子どもの安全にかかわるところで、そこに関しては。

◆久山教育長 子どもの健康・安全は学校教育の基本的なところですからね。そういうふうな決裁はしたいと思います。それでは4人の上司の管理監督責任について、原案の通り可決ということによろしいですか。

(異議なし)

◆久山教育長 それでは、原案の通り可決ということにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次回の教育委員会の日程ですが、1月19日(月)午後2時00分から、市役所6階602会議室で開催いたします。

次に、2月の教育委員会の日程を調整したいと思いますので、事務局から提案願います。

#### \*\*\* 2月の教育委員会について日程調整\*\*\*

◆久山教育長 それでは2月の教育委員会は、2月16日(月)午前10時00分から市役所6階602会議室で開催いたします。

これで審議がすべて終了いたしましたので、本日の教育委員会を閉会いたします。

【閉会 午後5時30分】